



しまね
ミュージアム協議会
共同研究紀要

第4号

Shimane Museum Association

しまねミュージアム協議会

目 次

出雲の万葉歌 一山背王と安宿奈杼麻呂の歌一	高屋 茂男	1
	神 英雄	
楯縫郡と出雲郡の古瓦—収蔵瓦の再評価—	花谷 浩	17
	平野 芳英	
	原 俊二	
しまねミュージアム協議会規約		28
平成25年度加盟館一覧		29
しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定		30

出雲の万葉歌

—山背王と安宿奈杼麻呂の歌—

研究代表者

高屋 茂男

(島根県立八雲立つ風土記の丘)

共同研究者

神 英雄

(浜田市世界こども美術館)

はじめに	P. 2
1. 安宿王と山背王	P. 2
2. 安宿奈杼麻呂邸での歌	P. 4
3. 橘奈良麻呂の変	P. 6
おわりに	P. 6
付 論	P. 8

はじめに

『万葉集』の歌が詠まれた当時の景観と現在のものはだいぶ異なる。しかし、文学的価値を追求してきた従前の研究では、古代景観に即して歌を分析したものは僅少であり、ほとんどが、現在の景観に基づいた不確かな推測による注釈や考察によるものだった。筆者は、歌の世界を正しく理解するためには、歌が詠まれた当時の景観を出来るだけ正確に捉えた上で、作品の文学性に迫ることが大切であると考えた。

そこで、『出雲国風土記』によって古代景観に迫ることが出来る出雲の『万葉集』作品について分析してみるとした。既に前稿において、卷3－三七一・同五三六を『出雲国風土記』の記載内容と発掘調査によって判明した古代景観をもとに分析・検討した¹。卷20－四四七二・四四七三について分析する本稿はその続編である。

『万葉集』の卷17以下の四巻は大伴家持の歌日記とされ、人から贈られた歌や、伝聞した歌、宴席で披露された歌などの控え、自作の草稿などを整理して月日の順に記したものと考えられている²。

このうち、卷20には、天平勝宝8（756）歳11月に安宿奈杼麻呂の邸宅で催された宴で披露された2首の歌と後日大伴家持が追和した歌が載る。

八日、讃岐守安宿王等の、出雲掾安宿奈杼麻呂の家に集ひて宴する歌二首

(a) 大君の命かしこみ於保の浦を背向に見つつ都へ上る³（卷20－四四七二）

右は、掾安宿奈杼磨のなり。

(b) うち日さす都の人に告げまくは見し日の如くありと告げこそ（卷20－四四七三）

右の一首は、守山背王の歌なり。主人安宿奈杼麻呂の語りて云はく、奈杼麻呂朝集使に差はされ、京師に入らむとしき。此に因りて餞^{うまのはなむけ}せし日に、各々歌を作りて聊かに所心を陳べきといへり。

(c) 群鳥の朝立ち往にし君が上はさやかに聞きつ思ひしごとく 一に云はく、思ひしものを（卷20－四四七四）

右の一首は、兵部小輔大伴宿禰家持、後の日に、追ひて出雲守山背王の歌に和へて作れり。

武田祐吉は、(a)は類型化された凡庸な作品であり、(b)もあたかも会話をそのまま歌にしたようで決して秀歌ではないとした⁴。はたして武田の解釈は正しいのだろうか。武田の『増訂万葉集全註釈』を読んで以来、筆者は疑問を持

ち続けてきた。

この歌が詠まれた頃、安宿王や山背王らは、橘奈良麻呂らとともに藤原仲麻呂打倒を企てていた。奈杼麻呂邸における宴は、仲麻呂打倒の謀議の場であったと考えられる⁵。このような状況を踏まえて歌を分析した時、別の世界が見えてくる。

以下において、橘奈良麻呂の変における諸氏の行動に注意しながら、歌の背景に迫りたい⁶。

1. 安宿王と山背王

(1) 安宿王と山背王 神亀6（729）年2月、長屋王が誣告により罪を負い自尽した。その際、吉備内親王と彼女が生んだ三人の王子（膳夫王・葛城王・鈎取王）と石川夫人の生んだ桑田王らが自死させられた。ところが、『続日本紀』天平宝字7年10月17日の藤原弟貞（山背王）薨伝に、

参議礼部卿從三位藤原朝臣弟貞薨。弟貞者平城朝左大臣正二位長屋王子也。天平元年長屋王有レ罪自尽。其男從四位下膳夫王。无位桑田王。葛木王。鈎取王亦皆自経。時安宿王。黄文王。山背王。並女教勝。復合ニ従坐一。以ニ藤原太政之女所一レ生。特賜ニ不死一。勝宝八歳。安宿。黄文謀反。山背王陰上ニ其変一。高野天皇嘉レ之。賜ニ姓藤原一。名曰ニ弟貞一。（下線筆者）⁷

とあるように、安宿王・黄文王・山背王の三兄弟は、長屋王と藤原不比等の娘長姫との間に生まれたことを理由に死罪を免れた。

長屋王の変から6年後の天平7（735）年、大宰府を中心に天然痘が流行し、またたく間に畿内にも広まった。そして、同9年4月から8月にかけて政権の中枢にあった藤原四子が相次いで命を落とした。人々はこれを長屋王の怨霊によるものだと噂する。政府は怨霊退散を願い、長屋王の遺児を対象に叙位をおこなった。

安宿王は、天平9（737）年9月に従五位下に初叙せられ、翌月に従四位上に越階昇叙。その後、天平10年閏7月玄蕃頭（従五位上相当官）、同18（746）年4月治部卿（正四位下相当官）など京師の諸官を歴任した。この間、同12（740）年11月に黄文王と共に行幸中の伊勢赤坂頓宮で従四位上に昇叙されるなど順調に昇進していった。

天平勝宝元（749）年に聖武天皇が譲位して阿倍内親王が即位すると（孝謙天皇）、仲麻呂は大納言に昇進。次いで、光明皇后のために設けられた紫微中台長官（紫微令）を兼ねた。こうして、光明皇后と孝謙天皇の信任を背景に政権と軍権の両方を掌握した仲麻呂は、左大臣橋諸兄や右大臣藤原豊成に対抗出来る権限を握った。

仲麻呂が台頭する中で、安宿王が位階より2階も低い中務大輔（正五位上相当官）に任じられた。

同3年には正四位下に昇叙したが、同5年4月、更に低い播磨守（従五位上相当官）となり、同6年9月には内匠頭（従五位下相当官）を兼任した。『万葉集』には、天平勝宝6年正月7日と天平勝宝7年8月13日の二つの肆宴とよのあかりで安宿王が詠んだ歌が載っている⁸。

さらに、この後、安宿王は天平勝宝8歳に讃岐守（従五位下相当官）と位階に対して官職が四段階も低い官職に補任された。和銅6年の大伴宿禰道足から神護景雲9年の藤原朝臣雄依までの11人の讃岐国守を見ると、従四位上の藤原朝臣楓麻呂が讃岐守を兼職した例はあるが、安宿王のような例はない。明らかに左遷である。

安宿王は前年8月13日の肆宴に「内匠頭兼播磨守正四位下」の肩書で参加しているほか、この宴の翌月に勅によって山階寺に遣わされて先帝追悼のために梵網經を講じており、一旦讃岐に赴任した後11月8日以前に上京したか、讃岐に出かけることなく内匠頭との兼職で都にいたかのいずれかだったと思われる。なお、安宿王を『懐風藻』の編者とする説もあるが、真偽は不明である⁹。

黄文王も安宿王同様の扱いを受けた。

彼は、天平9年10月に無位から従五位下に叙せられ、天平11年正月に従四位下、翌年11月には伊勢行幸中の赤坂頓宮において従四位上に昇叙された。しかしながら、同13年7月に従四位上だったにもかかわらず、5階も低い散位頭に補せられた。この間、元正太上天皇や聖武太上天皇崩御の際に御装束司の一員に任命されたこともあったが、役職上の冷遇は変わらなかった。

これら二人に対して山背王はどうか。彼は、天平12(740)年11月に黄文王が従四位上に昇叙されると同時に無位からいきなり従四位下に叙せられた。恐らく天平9年の時点では成人に達していなかったために、天平12年に一気に従四位下に叙せられたのだろうと思われる。

その後、同18年に右大舎人頭（従五位上相当官）となり、天平勝宝8(756)年5月、聖武太上天皇の葬儀の山作司を務めた。その直後に、大伴古慈斐の後任として出雲国守（従五位上相当官）となった。黛弘道は、藤原仲麻呂の専横政治が行われた期間は、一例を除いていずれも三位か四位の者が守として赴任したが、それ以外は概ね五位の者が出雲国守に補任されたことを明らかにしている¹⁰。それゆえ、山背王については必ずしも左遷ではなかったと思われる。

三人の王は、母が藤原氏であったために長屋王の変後、死を免れることができたが、父が策謀によって自尽させら

れたことへの恨みはそれ以上に大きかったに違いない¹¹。これに加えて安宿王と黄文王は長く人事面で冷遇されていたことも、彼らを反仲麻呂派に向かわせた理由であると見ることが出来る。

(2) 族を喩す歌

天平勝宝7(755)年11月、聖武太上天皇が重態に陥った。その際、橋諸兄が佐味朝臣宮守との酒宴の席で不遜の言葉を述べたことから、「礼がなく少し叛く状がある」と密告された。太上天皇はそれを咎めなかつたが、結局、諸兄は翌年2月になって辞任を余儀なくされた。

それからわずか3カ月後、5月3日に聖武太上天皇が崩御した。その直後に出雲国守の大伴古慈斐が淡海真人三船とともに朝廷を誹謗した嫌疑で捕縛された。

『続日本紀』の天平勝宝8歳5月10日条には、

癸亥。出雲国守従四位上大伴古慈斐。内豎淡海真人三船。坐下誹謗朝廷一。无中人臣之礼上。禁ニ於左右衛士府一。¹²

とある。大伴古慈斐は左右衛士府に監禁されたものの、証拠不十分で3日後に放免された。しかし、この事件の後古慈悲は出雲国守を解任された。当時、古慈悲は、兄麻呂・古麻呂に次いで大伴氏第三位の高位にあり、大伴氏の長老格だった。古慈悲の失脚は家持にも大きな影響を与えたと思われる。この事件の直後、家持は「族を喩す歌」という長歌と二つの反歌を作り、一族に軽挙妄動するなと諭した。この歌により、家持が奈良麻呂ら反仲麻呂派から離脱する決意をしたことが窺える。この3首に「うつせみは」(巻20-四四六八)・「渡る日の」(巻20-四四六九)・「水泡なす」(巻20-四四七〇)を加えた6首は、いずれも6月17日に家持が作ったものだと「左註」は記す。

族を喩す歌一首 短歌を并せたり

ひさかたの 天の戸開き 高千穂の 嶽に天降りし
すみのき 皇祖の 神の御代より 梶弓を 手握り持たし 真鹿児
や たばさ 矢を 手挟み添へて 大久米の 大夫健男を 先に立て
ゆき おほ 納取り負せ 山川を 磐根さくみて 踏みとほり
くにまぎ 国覗しつつ ちはやぶる 神を言向け 服従へぬ 人を
やは も和し 掃き清め 仕へ奉りて 秋津島 大和の國の
檣原の 畠傍の宮に 宮柱 太知り立て 天の下 知
らしめける 皇祖の 天の日嗣と 繼ぎて来る 君の御
代御代 隠さはぬ 赤き心を 皇辺に 極め盡して 仕
へ来る 祖の職と 言立てて 授け給へる 子孫の い
や継ぎ継ぎに 見る人の 語りつぎて 聞く人の 鏡
にせむを あたらしき 清きその名そ おぼろかに 心
思ひて 虚言に 祖の名断つな 大伴の 氏と名に負へ

る 大夫の伴 (卷 20 - 四四六五)

《大意》天の磐戸を開いて高千穂の嶽に天から降下された皇祖の、瓊々杵尊の御代から、権弓を手に握り持ち、真鹿児矢を手挟み加えて、久米部の勇士を先に立たせ、鞆を負わせ、山や川の磐根を踏みしだき、踏み通って国土を求めて東制し、荒々しい国つ神を服従させ、服従しない人々をも和らげ、掃き清めてお仕え申上げ、神武天皇が大和の國の橿原の畝傍の宮に宮柱を立派に立て、天下をお治めになられたというが、その皇位の継承者として、相続いで生れて来られた大君の御代御代、隠す所ない赤心を天皇のお側に尽して、お仕え申し上げて来た祖先伝来の官職であるぞと、特に言葉をかけてお授け下さった立派な清い家名である。これこそ子孫が将来、幾代もうけ継ぎ、見る人は次々に語りつたえ、聞く人は鏡と仰ぐべき、朽ちさせてはならない、汚れのない立派な家名である。ゆめ、おろそかに思って、かりそめにも祖先の名を絶ってはならない。この大伴氏と名を負った大夫たちよ。¹³

磯城島の大和の國に明らけき名に負ふ伴の緒心つとめよ (卷 20 - 四四六六)

《大意》大和の國に輝かしい家名を持つ諸君よ、心を励まして一層努めなさい。

剣大刀いよいよ研ぐべし古ゆ清けく負ひて来にしその名を (卷 20 - 四四六七)

《大意》剣大刀をいよいよ磨ぐべきである。昔から汚れなくさやかに受けついで來た大伴の名であるぞ。

右は、淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿禰解任せらる。

是を以ちて家持此の歌を作れり。

この「左註」には、古慈斐が三船に陥れられて出雲守を解かれた旨が記されているが、家持は一連の動きをそのように理解していたのだと思われる。

2. 安宿奈杼麻呂邸での歌

「族を喰す歌一首」から約5カ月後、平城京内にあった安宿奈杼麻呂邸で宴が開かれた。

孝謙天皇在位中の天平勝宝年間から天平宝字元年にかけて政争が繰り広げられていた。藤原仲麻呂打倒を目指す橘奈良麻呂らの密談のための饗宴が相次いで貴族の邸宅で開かれたが（別表参照）、この時の宴もそのようなもの一つだった。

天平勝宝8歳の5月頃だろう。安宿王は大伴古慈斐に

代わって出雲国守として現地に赴任した。そして、11月、出雲国掾の安宿奈杼麻呂¹⁴が朝集使として上京した。彼は、8日に平城京内にある自宅に安宿王始め複数の人物を招いて宴を催した。

安宿部（飛鳥部）氏は、河内国安宿郡（後の羽曳野市南東部から柏原市南部および南河内郡太子町の一部地域に相当）を本拠としたとみられる渡来系氏族である。出雲国掾の官位相当階は正七位下もしくは従七位上であり、奈杼麻呂もそれ位の位階だったと思われる。そのような人物の家で行われた宴に安宿王が出席したところを見ると、奈杼麻呂と安宿王の間に密接な繋がりがあったものと見られる。当時の皇子・皇女・王などは傳育された氏族名を以て名とすることがあり、恐らく、安宿王は安宿氏によって傳育されたものであろう¹⁵。

安宿奈杼麻呂が山背王赴任以前から出雲にいたのか、山背王と一緒に行ったのかは判らない。しかし、山背王にあって安宿王の縁を通して知己の仲であり、奈杼麻呂は心許すことの出来る下僚だったに違いない。

宴では、安宿王が弟の山背王の消息を尋ねた。これに対して、奈杼麻呂はまず出雲での歓送の宴で自らが詠んだ歌を紹介した。

(a) 大君の命かしこみ於保の浦を背向に見つつ都へ上る
(卷 20 - 四四七二)

《大意 大君の御命令を畏んで、於保の浦を背後に見ながら都へ上ることである》

出雲国府の北東側には中海が広がる。奈良時代の中海は、現在のような湖ではなく、日本海と直結した「入海」と呼ばれる海であった。かつて、この中海を門部王が「飫宇の海」と表現したことがあった（卷3 - 三七一・卷4 - 五三六）¹⁶。

松江市揖屋町の意宇川河口付近では、中海（飫宇の海）の汀線が砂堆に沿って大きく彎入して「浦」を形成していた。そこは「飫宇の浦」と呼ぶのに相応しい場所である。それが卷 20 - 四四七二では「於保の浦」と表記された。『万葉集全註釈』は、「奈杼麻呂はオウノウラと歌ったのを、この筆録者は、オウノ浦を知らず、音聲の近いのに引かれて、オホノ浦と誤記したのだろう¹⁷」とするが、首肯出来る解釈であり筆者も従いたい。

出雲国府のあった意宇平野では、幅 13 ~ 14 メートルの山陰道が整然と区画された条里プランの中を約十二キロにわたり東西方向にはほぼ一直線に伸びていた。山陰道は、揖屋町平賀付近で南東に向きを変え、現在の東出雲町大字揖

屋町の揖屋小学校付近で標高 50 メートルほどの丘陵に入る¹⁸。そこから国府の方を振り返れば、まず、北側に広がる「於保の浦」とその背後に聳える嵩山が目に入る。西側を眺めれば、茶臼山（神名樋山）と南側丘陵の間に広がる平野をまっすぐに国府へ向かう山陰道が延びていくのが見える。茶臼山の麓には国分寺の堂塔が立ち並び、さらに国庁の甍も遠望することが出来る。「於保の浦を背向に見つつ都へ上る」というのは山陰道を都に向かう際、国府を眺めることの出来る最後の場所（現在の揖屋小学校付近）からの眺望を表現したものである。その場所は、出雲国に赴任してきた中央の官人が初めて出雲国府の景観を目にするところでもあった。その計画的な配置は、あたかも景観演出（ピスタ）を意図したかのように思える。

奈杼麻呂は、美しい意宇平野と「飫宇の浦」を見ずに上京したのだと詠む。既に佐伯有清¹⁹が述べたように、安宿奈杼麻呂は反仲麻呂派の一員であった。そのことから推測すると、素晴らしい景観を見ずに都に上ったとしていること、出雲の生活に流されることなく、自らの意志が都にいた時と変わらないことを奈杼麻呂が参加者に示したものと見られる。

奈杼麻呂は、これに続けて送別の宴での山背王の歌を披露した。

(b) うち日さす都の人に告げまくは見し日の如くありと告げこそ（卷 20 - 四四七三）

《大意》都の人に告げようには、お逢いした日のごとく元気でいますと告げて下さい。

「都の人」というのは、安宿王をはじめとする奈良麻呂派の人々である。この歌によって、約半年前、大伴古慈斐の代わりとして急きよ出雲に赴任したが、彼の気持ちが出発前と何も変わっていないことが理解出来る。

二人の歌に続いて、後日大伴家持が山背王の歌に対和して詠んだ歌が載る。

この宴に家持は出席しなかった。「族を喰す歌一首」を通して一族を諱めた後であり、奈良麻呂らの行動と一線を画したために参加しなかったのだろう。山背王の歌を人づてに聞き、それに対和して詠んだものと思われる。

では、「後日」とはいつだろうか。この歌の次に 11 月 23 日に大伴池主邸での宴で大原真人今城が詠んだ歌（卷 20 - 四四七五・四四七六）が載っていることを理由に 11 月 8 日から 23 日の間に求める説もあるが安直な考えであり、伊藤博が述べるように、11 月 8 日から翌年 6 月 16 日までの間とするべきだろう²⁰。

(c) 群鳥の朝立ち往にし君が上はさやかに聞きつ思ひしごとく 一に云はく、思ひしものを（卷 20 - 四四七四）
《大意》群鳥の朝立ちするように急にそちらに往かれたあなたのことは、御元気だとはっきり伺いました。かねて思っていましたように。

この歌の内容を信じるならば、大伴古慈斐の後任として山背王が出雲に赴任したが、その出発が急で慌ただしかったことが判る。歌には、家持の政治的な思惑など一切感じられない。

ところで、この日の宴の直後の 11 月 23 日に大伴池主宅で行われた宴には、大伴今城を始めとして、反仲麻呂派のメンバーが集まつた。この席で今城は池主への深い思いを歌い（卷 20 - 四四七五・四四七六）、天武天皇に係わる古歌を披露した(c)（卷 20 - 四四七七～四四八〇）。しかし、家持は、長年の友人池主の家での宴であったにもかかわらず出席しなかつた。この年の 4 月頃から二人が疎遠になつたものと見られる²¹。

続いて、翌年 3 月 4 日には兵部大丞の大原今城宅において宴が催されたが、その席で大伴家持・大原今城が歌を詠んだ（卷 20 - 四四八一・四四八二）。この宴に池主の姿はない。

天平勝宝 9 歳 6 月 23 日に大監物三形王宅で開かれた宴で、大伴家持は、

移り行く時見る毎に心いたく昔の人し思ほゆるかも（卷 20 - 四四八三）

《大意》移り行く時世を見るごとに、胸は痛み、古人がつくづくと懐ばれることである。

と詠んだ。家持は反仲麻呂勢力と行動を共にすることはなかった。昔の人とは元正天皇や聖武天皇もしくは橘諸兄だろうか。この歌には、変わりゆく世情に対する深い悲しみが感じられる。

ともあれ、山背王の歌に追和した(c)には政治的なものは感じられない。（卷 20 - 四四七四）は、奈良麻呂一派と決別した家持が、文学に生きる気持ちを初めて表明したものとして注目される。

安宿奈杼麻呂邸での宴の直後、山背王は平城京に戻され、12 月 30 日に先帝追悼のために大安寺で梵網經を講じた。そして、翌年 5 月に従四位上に昇叙され、6 月に但馬守（従五位上相当官）となった。

3. 橘奈良麻呂の変

その後、奈良麻呂ら反仲麻呂勢によるクーデター計画は実行に向けて着々と進んでいった。

天平勝宝9歳6月、右大弁巨勢朝臣境麻呂が謀叛の動きがあることを密奏した。続いて、6月28日に但馬守に就任したばかりの山背王が仲麻呂と大伴古麻呂を密告した。『続紀』には、

至レ是從四位上山背王復告。橘奈良麻呂備ニ兵器一。謀レ囲ニ田村宮一。正四位下大伴宿祢古麻呂亦知ニ其情一。²²

とある。これをうけて7月2日に孝謙天皇が諸王臣に対して詔を出し、光明皇大后も豊成以下の群臣に対して訓戒を出した。しかし、同日、中衛舍人の上道臣斐太都からの密告があり、小野東人・答本忠節^{とうほ}が捕えられ、道祖王宅が包囲された。

翌日、東人らの勘問がなされたが、塙焼王・安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂らに対して光明皇大后の訓戒が出され、一旦、五人は不問となった。

ところが、4日になって東人を再尋問したところ、計画の詳細を次のように白状した。

反仲麻呂派は三度蜂起のための謀議をこらした。最初は奈良麻呂の家、次は図書蔵辺の庭、最後に太政官院の庭で話し合いがあった。集まったのは安宿王・黄文王・橘奈良麻呂・大伴古麻呂・多治比犢養・多治比礼麻呂・大伴池主・多治比鷹主・大伴兄人らだった。ともに孝謙天皇を廃し、塙焼王・安宿王・黄文王・道祖王の四王の中から一人を選んで即位させることを申し合せた。

というものだった。

ただちに名前の挙がった人物が召喚されて訊問が行われたが、それぞれの供述内容はほぼ同じであった。さらに奈良麻呂・佐伯古比奈の訊問も行われた。その際、拷問によって道祖王・黄文王・大伴古麻呂・小野東人・多治比犢養・賀茂角足らは落命した。橘奈良麻呂も殺害されたと見られる。

安宿王は「黄文王の仲介で謀議に加わったが、事情を知らず欺かれた」と証言したが、妻子とともに佐渡へ配流された。翌8月、孝謙天皇は勅を出して彼を逆賊とした。さらに、天平宝字4(760)年正月には、摂津国東生・西生郡にあった安宿王の家地が東大寺に没収されたが、しばらくして許されて帰京し、宝亀4(773)年10月、高階真人を賜姓された。また、信濃守佐伯大成・土佐守大伴古慈斐は任国に配流となり、多治比国人は伊豆国に流された。

ところで、塙入秀敏は、謀叛を密告した山背王が、自分

の兄弟が事件に関係していたことを知らなかつたのではないかと指摘した²³。『続紀』には、6月28日に山背王が密告した翌日に安宿王が謀議に参加したと記されている。しかし、奈杼麻呂邸での饗宴や山背王の歌(b)（巻20－四四七三）の意味を考えると、既に相当早い段階で山背王が仲間に加わっていたと見られ、奈杼麻呂邸で歌が披露された時点では、反仲麻呂派の一員として聊かも気持ちに変化がなかつたことが判る。それが、半年後には兄弟や仲間を裏切ることになったと見るべきである。岸俊男は、厳然たる仲麻呂優位の現実の前に、我が身の保身を考えて脱落したと見るが²⁴、それだけでなく、三人の王のうち、二人の兄が長く冷遇されていたのに対して、山背王だけ扱いが違っていたことも見逃せない。同じ反仲麻呂派であり兄弟とはいえども、それぞれの気持ちには大きな差があったのである。

おわりに

本稿は、『万葉集』所収の安宿奈杼麻呂と山背王の二首（巻20－四四七二・同四四七三）について、天平宝字元（757）年7月の橘奈良麻呂の変における諸氏の行動に注意しながら分析したものである。その結果は、

- (1) 巷20－四四七二の安宿奈杼麻呂の歌は、杼麻呂が出雲国府のある意宇平野の美しい景観を巧みに詠み込みながら、自らの意志が都にいた時と変わらずにいることを反仲麻呂派の人々に示したものである。
- (2) 出雲守だった山背王は、巻20－四四七三を通して、自らの気持ちが出雲赴任前と全く変わらないことを都にいる反仲麻呂派の人々に伝えた。
- (3) 山背王は奈杼麻呂邸での宴の翌月に都に戻り、翌年7月に橘奈良麻呂らのクーデター計画を仲麻呂に密告した。山背王が裏切った理由として、我が身の保身を考えて脱落したと見るべきであるが、その遠因として、二人の兄が長く冷遇され続けたが、山背王だけそうでなかつたことが挙げられる。

となる。

この年の7月5日、山背王は褒賞により従三位に越階昇叙した。そして、翌月、母方の氏姓を賜り藤原弟貞と改めた。彼は仲麻呂の信頼を得て、天平宝字4年正月、但馬守で坤宮（紫微中台）大弼に任せられ、同6年12月に孝謙太上天皇と対立した仲麻呂の政権補強策の一翼を担って参議に任せられたものの、翌年10月17日に薨じた。

一方、安宿奈杼麻呂は事件から9年後の天平神護元（765）

年正月に外従五位下となった。恐らく、反仲麻呂派だったことから昇叙が遅れたのだろう²⁵。彼の死後、娘の百濟宿禰氷継は藤原内麻呂の妻となり、真夏と冬嗣を生んだ。氷継は後に桓武天皇の後宮で女嬪となり、天皇の寵愛を受け、安世王（良岑朝臣安世）を生んだ。

出雲の景観を詠んだ安宿奈杼麻呂の歌から奈良時代の政争の一端が見える。地域史の積み重ねが日本史を構成するのだと実感する。

（文責 神 英雄）

註

1. 神英雄「門部王「飫宇の海」歌の景観論的考察」（『宮城学院女子大学人文社会学研究所研究紀要』20、2011年）。
2. 直木孝次郎『万葉集と古代史』（吉川弘文館、2000年）162頁。
3. 高木市之助他校注『万葉集』四（岩波書店、1962年）の表記による。以下同じ。
4. 武田祐吉『増訂万葉集全註釈』（角川書店、1958年）532頁。
5. 佐伯有清「古代史の魅力－飛鳥部奈止丸という男－」（『朝日ジャーナル』21－40、1979年）50～53頁。岸俊男『宮都と木簡』（吉川弘文館）。
6. 佐佐木忠慧『東国歌枕』（おうふう、2005年）、同『大和国歌枕』（おうふう、2008年）ほかに多くの示唆を受けた。具体的な考察では、藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』（大明堂、1956年）、同『都市と交通路の歴史地理学的研究』（大明堂、1960年）、同『地理学と歴史的景観』（大明堂、1977年）、谷岡武雄『平野の地理』（古今書院、1963年）などの方法を援用した。
7. 国史大系『続日本紀』後篇（吉川弘文館、1975年）296頁。
8. 七日、天皇と、太上天皇と皇太后との東の常の宮の南の大殿に在して肆宴きこしめす歌一首
稻見野のあから柏は時にあれど君を吾が思ふ時は実無し
9. 右の一首は、播磨国の守安宿王奏せり。古今詳らかならず（卷20－四三〇一）
10. 八月十三日、内の南の安殿に在して肆宴きこしめす歌二首
少女等が玉裳裾びく此の庭に秋風吹きて花は散りつつ（卷20－四四五二）
11. 右の一首は、内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏せり。秋風の吹き扱き敷ける花の庭清き月夜に見れど飽かぬかも（卷20－四四五三）
12. 右の一首は、兵部少輔從五位上大伴宿禰家持のなり。奏さず。
13. 足立尚計『懐風藻の撰者について－安宿王説の提唱－』（『皇學館論叢』16－5、1983年）60～76頁。このほか、安宿王や山背王を巡る論考には、平あゆみ「黃文王帝位繼承企謀と橋奈良麻呂の変－長屋王皇統への可能性とその再挫折－」（『政治經濟史学』287、1990年）1頁～12頁などがある。
14. 黒川道『万葉歌人『門部王』小考』（五味智英先生古希記念『上代文学論叢』第八冊、笠間書院、1977年）272頁。
15. 岸俊男『藤原仲麻呂』（吉川弘文館、1969年）205～206頁。
16. 国史大系『続日本紀』前篇（吉川弘文館、1975年）225頁。
17. 岩波古典文学大系による。
18. 安宿奈登麻呂（『続日本紀』神護景雲元年正月条）や飛鳥部奈止丸（『公卿補任』の安世王条および良岑朝臣安世条）とも表記する。
19. 伊藤博『万葉集釈註』十（集英社、1998年）718頁。
20. 前掲註1と同じ。
21. 前掲註4. 531頁。
22. 前掲註1と同じ。
23. 佐伯有清前掲注5。
24. 伊藤博前掲註15. 722頁。
25. 伊藤博前掲註15. 726頁。
26. 前掲註12. 234頁
27. 塩入秀敏『長屋王王子山背王（藤原弟貞）について－奈良時代皇親貴族の一つの生き方－』（『上田女子短期大学紀要』26、2003年）17頁。
28. 岸俊男前掲註11. 207頁。
29. 岸俊男前掲註11. 206頁。

付記 本稿執筆に際し、岸俊男『藤原仲麻呂』（吉川弘文館、1969年）・北山茂夫『大伴家持』（平凡社、1971年）を参考した。

安宿王略年譜

737年 天平9年9月	従5位下(初叙)
737年 天平10年10月	従四位上
738年 天平10年	従4位下
738年 天平10年閏7月	玄番頭(従5位下相当)
740年 天平12年	従4位上
746年 天平18年4月	治部卿(正4位下相当)
749年 天平勝宝元年8月	中務大輔(正5位上相当)
753年 天平勝宝5年4月	播磨守(従5位上相当)
754年 天平勝宝6年9月	内匠頭(従5位下相当)兼務
756年 天平勝宝8年	讚岐守(従5位下相当)

付 論

8世紀の意宇平野の景観

はじめに

八雲立つ風土記の丘の平成19年に際して設置された意宇平野周辺の復元模型をもとに、8世紀中ごろから後半にかけての景観について、先学に学びながら纏めてみたい。

意宇平野やその周辺には、出雲国府跡、出雲国分寺跡、山代郷正倉跡をはじめ多くの古代遺跡があった。意宇平野の中心部分は現在、国指定史跡出雲国府跡として、410,755m²という広大な範囲が指定されている。そのうち、10,000m²が史跡公園として整備されている。発掘調査は昭和43(1968)年以降断続的に行われており、政府、曹司、国司館、工房などの諸施設が確認されている。また遺跡全体としては、縄文時代から中世にまで続く複合遺跡だが、古墳時代には首長居館と考えられる施設も確認されている。

ここでは、8世紀の意宇平野の景観を考える上で、重要な素材となる意宇川の流路について、これまでの研究成果などをもとに触れたい。

1 意宇川の流路について

歴史地理学的に平野中央部に残る旧河道跡が見いだせ、地形的に平野の南西から北東に向かって傾斜している。意宇川の流路については諸説あるものの、平野中央部から南部の現行流路へ移行したというのは大方の一致するところ

である。その時期については、旧河道の河口付近と推定されている夫敷遺跡IV区での調査で確認された河道が、古墳時代後葉には完全に埋没し、それより東については松江自動車道の調査により河道がまったく存在しないことが確かめられている。また十字街付近での調査で、旧河道による形成層の上面で、奈良時代から平安時代初期の須恵器が確認されている。これに加え、古墳時代中期に旧河道の南に位置する国府跡下層遺跡で多くの溝跡が確認されている。周辺での調査成果を踏まえ、古墳時代中期に大規模な開発が行われ、それ以前と水利形態が大きく変わり、現在の流路へ移行したと考えられている。

平成19年に制作された『八雲立つ風土記の丘復元模型』では、意宇平野の南部に意宇川を通し、現在の国道9号線のあたりで北流してから中海に流れている。この復元に当たっては、現状の流路案と平野中央部を流れる案があったが、最終的には全体的なストーリーの構築もあり、現状流路としながらも平野中央部には小規模な河川を残した形となった。模型では『出雲国風土記』や発掘調査成果など、様々な素材をもとに検討され、今のところ8世紀の意宇平野の景観をイメージするのに最も良い素材となっている。

意宇川を平野南部に設置したこと、平野中央部を東西に山陰道が通り、十字街周辺に意宇郡家や黒田駅家を配置された。植生については、出雲国府跡や大橋川対岸の山津遺跡での花粉分析結果をもとに、丘陵ではカシ類を要素とする照葉樹林が広範に分布しており、アカマツ、コナラなどを要素とする里山が広がり、奈良時代末から平安時代には里山がさらに広がりを見せたと考えられている。



夫敷遺跡位置図

2 神名樋野と国府から見える景観

出雲国府の北側には穏やかな山容の山がある。現在では茶臼山と呼ばれているが『出雲国風土記』には「神名樋野」と記されている。

神名樋野。郡家の西北三里一百廿九歩。高さ八十丈、周り六里三十二歩。東に松有り。三つの方は並びに茅有り。

(萩原千鶴『出雲国風土記全訳注』(講談社学術文庫)

一般にカンナビは神が籠もる神聖な山と言われる。神名樋野はカンナビヌと読むが、野を「ぬ」と読むのは、草地の多い山のことを指し、『出雲国風土記』にはその景観を「東に松あり、三方は並びに茅あり」と記している。つまり東は松が多く、それ以外は茅があるという意味である。復元模型でもこれらを踏まえた表現となっている。また明治期に描かれたと考えられる、神魂神社近くにあった北島国造館の絵図にも茶臼山が描かれ、風土記の記載と同じように山頂の東側にだけ木が描かれ、残りは木が無いように描かれている。中世には茶臼山城が山頂に築かれ地形に改変が加えられたが、案外近代まで古代以来の草山であった可能性がある。

今ひとつ国府から見える特徴的な景観の一つに大山がある。大山は『出雲国風土記』には、「火神岳」として登場する。介の館と推定されている出雲国府史跡公園北側からは、気候がよいとはっきりと大山の見ることが出来る。(写真6・7) 山陰道推定地のあたりまで北上すればさらに良く見ることが出来る(写真8・9)。しかし史跡公園内まで南下すると、手前の山が邪魔して見えにくくなり(写真10)、政庁のあたりでは見えなくなる。現地に立つと、この大山のインパクトは大きい。

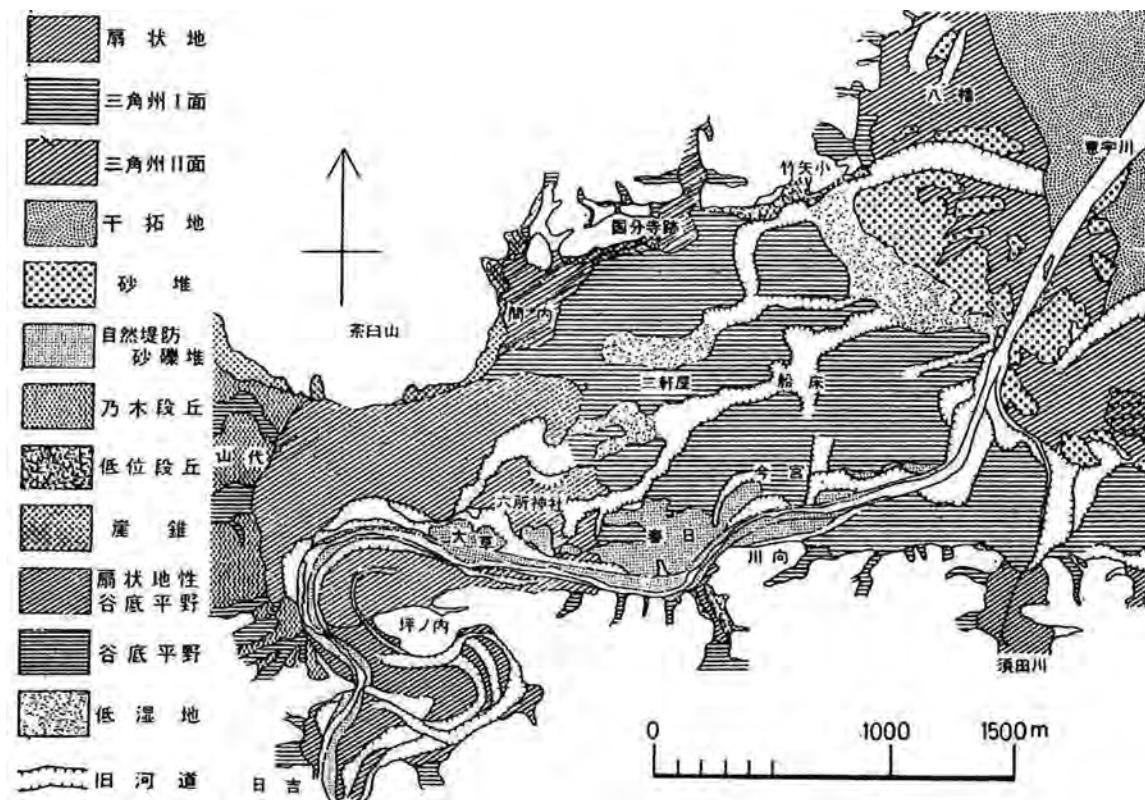
おわりに

何ら深い考察を加えることもなかったが、8世紀の意宇平野は、『出雲国風土記』に記される国引き神話に象徴されるように、開発が進められその記念碑的存在として意宇の杜があり、平野の中央部に山陰道が通り、西から東へみると大山がそびえているという景観であった。意宇川も平野南部に移動され、開発されるとともに出雲国府が成立している。そして河口では大きく北へ蛇行し、雄大な景観となっている。しかし時期の特定はできないが、意宇川は現状のように蛇行せず、中海へ流入している。このように古代と大きく景観が変わっている点と、当時と変わらぬ景観とが混在するため、その見極めを行いながら検討すべきである。

(文責 高屋茂男)

参考文献

- 島根県教育委員会『八雲立つ風土記の丘の文化財』1975年
島根県古代文化センター『出雲国府周辺の復元研究－古代八雲立つ風土記の丘復元の記録－』2009年
島根県教育委員会『史跡出雲国府跡－9 総括編－』2013年
渡辺正巳「自然科学的分析」(島根県教育委員会『史跡出雲国府4』2006年)



意宇平野の地形分類(『八雲立つ風土記の丘の文化財』より転載)



中央東西に通る波線が古代山陰道推定ルート
風土記の丘模型全体図(『出雲国府周辺の復元研究』に一部加筆)



写真1 (復元模型) 平野の南部を意宇川が流れる。



写真2 (復元模型) 河口付近で北へ大きく蛇行して中海に注ぐ意宇川。(右が北)



写真3 (復元模型) 平野の東西を通る古代山陰道。(手前が東)



写真4 (復元模型) 古代山陰道と往北道の交差点、十字街。



写真5 出雲国府跡からみる神名樋野



写真6 介の館推定地から東を見る



写真7 写真6の中央部分を拡大



写真8 山陰道推定地・十字街から東を見る



写真9 鉄塔右を拡大



写真10 史跡公園から東を見る

共同研究「出雲の万葉歌－山背王と安宿奈杼麻呂の歌－」

共同研究の体制

共同研究代表者：高屋茂男
(島根県立八雲立つ風土記の丘)
共同研究者：神 英雄
(浜田市世界こども美術館)

共同研究の内容

これまでの『万葉集』研究では、現在とは大きく異なる景観をしていたと推察される古代景観に則した研究が少ない。そこで『出雲国風土記』によって古代景観に迫ることが出来る出雲の『万葉集』を取り上げ分析する。また考古学や歴史地理学などの研究成果を踏まえ製作された「八雲立つ風土記の丘復元模型」を参考にしながら、歌が詠まれた当時の景観を踏まえ、作品の文学性に迫ることを目的とする。

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成23年3月12日（土）
会場：八雲立つ風土記の丘
参加者：高屋、神
内容：風土記の丘にて、第450回風土記の丘教室「柿本人麻呂と門部王」の講師として、神が講演を行った。その際「八雲立つ風土記の丘復元模型」も参考として行った。また講演後、神、高屋で打ち合わせを行った。

第2回

平成26年1月8日（水）
会場：メール等による
参加者：高屋、神
内容：これまでに神が行ってきた出雲に関する万葉集の研究成果に加え、前回の講演、打ち合わせを踏まえて、高屋が研究代表者として、神へ資料を提供し共同研究として、共同研究を行うこととした。

第3回

平成26年3月6日（木）
会場：メール等による
参加者：高屋、神
内容：高屋が原稿執筆を進める中で、対象となる8世紀中頃では資料が少なく、復元模型の年代モデルが8世紀後半であるため、8世紀後半の景観について記すことに変更する。

楯縫郡と出雲郡の古瓦

—収蔵瓦の再評価—

研究代表者・原稿執筆
花 谷 浩
(出雲弥生の森博物館)

共同研究者
平 野 芳 英
(荒神谷博物館)

原 俊 二
(出雲弥生の森博物館)

新造院一所。沼田郷の中に在り。嚴堂を建立つ。郡家の正西六里一百六十歩なり。大領出雲臣大田が造る所なり。(『出雲国風土記』楯縫郡条)
出雲郷。即ち郡家に属けり。[名を説くこと、国の如し。] (『同』出雲郡条)

1. はじめに	P. 18
2. 殉縫郡の古瓦—西西郷廃寺	P. 18
3. 出雲郡の古瓦 一稻城・小野遺跡	P. 19
4. 殉縫郡と出雲郡の古瓦の特色	P. 23
5. おわりに	P. 23

1. はじめに

日本古代の軒瓦は、おもに蓮華紋や唐草紋で飾られた。草花をモチーフとするその女性的な紋様は、数多くの愛好家を惹きつけ、時に熱狂的な収集家を生みだした。飛鳥寺の素弁蓮華紋瓦がもつ簡朴で清秀な風、川原寺の複弁蓮華紋瓦がもつ豊満で優美な味は、それだけでも博物館の展示室に華を添える。

だが、紋様を飾るのは、屋根の軒先を飾る軒瓦に限られる。風雪から堂宇を守るのは、軒瓦の30～40倍の枚数を必要とされた平瓦であり丸瓦である。ところが彼らは、屋根から降ろされるや、全ければ「瓦全」とよばれ、碎ければ「瓦礫」となる。ために、まま、発掘資料であっても長く日の目を見ない。出雲弥生の森博物館(以下、「弥生の森」と略)と荒神谷博物館(以下、「荒神谷」)にも、ご多分に漏れずタンスの肥やしとなっている古瓦がごまんとある。

今回は、二つの博物館に収蔵される出雲市西郷町の西西郷廃寺と出雲市斐川町小野遺跡・稻城遺跡の古瓦を取り上げてみたい。これらの遺跡は、古代の楯縫郡と出雲郡における数少ない瓦出土遺跡であり、それらの歴史的意義を示すことは、この地域の古代史に裨益することがあると信ずるからである。

2. 横縫郡の古瓦—西西郷廃寺

(1) 古瓦出土遺跡の概要

楯縫郡内に位置する古瓦出土遺跡は、西西郷廃寺が唯一のようだ¹。出雲市西郷町にあり、東西と北の三方を丘陵地に囲まれた緩斜面に立地している。

享保2年(1717)の『雲陽誌』楯縫郡西之郷の条に、「寺跡 寺號も山號もれす、古は伽藍なりとて礎瓦今にのこれり」とあって、享保年間から知られた遺跡である。それから200年を経た大正時代初め、後藤藏四郎氏はここから発見された古瓦の破片を実査して「紛れもない天平時代の唐草模様ある瓦」を確認し、「そこを、此の新造院の跡と断定した」(後藤1926 185頁)。すなわち、楯縫郡沼田郷新造院の跡を確定させたのだった。また、山本清先生は、1947年に井上狷介氏らと西西郷廃寺を踏査。その後、池田満雄氏が出土瓦類を島根大学に持参されたという(山本1995 259頁)。1980年代から90年代に瓦が採集され、さらに、周辺地形の測量調査が1996・97年度に実施された。しかしながら、発掘調査はおこなわれていない(原ほか1998)。

(2) 出土瓦 (図1)

島根師範学校旧蔵資料や池田氏採集資料が島根大学に収

蔵されるほか、「弥生の森」にコンテナ20箱の瓦が収蔵されている。これは、1980年代初めに採集された資料と、1993年の工事中に出土した資料である。前者については報告がある。

西西郷廃寺の軒瓦は、軒丸瓦は未発見、幾何学紋の軒平瓦2型式が知られ、上原真人氏が詳細な検討を加えている(上原1998)。上原氏は、粘土板桶巻作りで上外区に珠紋をならべるものと「A式」、粘土板一枚作りで幾何学紋が凸表現のものを「B式」としている。本稿では、前者をA型式、後者をB型式として記述する。

軒平瓦 A型式は、六角形の内部を*形の紋様(六花形?)で充填した「陰刻幾何学紋軒平瓦」(上原1998)である。珠紋を並べた上外区はあるが、脇区と下外区はない。凹面に模骨痕があり、粘土板桶巻作りである。瓦当紋様は、瓦缶による施紋。

B型式は、A型式の内区紋様を凹凸逆転させた「陽刻幾何学紋軒平瓦」(上原1998)。単位紋様が5単位か6単位並ぶ。外区はない。凹面に模骨痕はなく、粘土板一枚作り。広端部凸面に粘土を貼り足して瓦当部を成形し、凸面全体にタテ縄叩きをする。凸面の瓦当面から8.5センチ離れた位置に朱線があり、瓦の出が3寸とわかる²。

丸瓦と平瓦 林健亮氏の分類案(林1988)³と、原俊二氏の大別案(原ほか1998)がある。あらためて分類する。

丸瓦は、玉縁丸瓦と行基丸瓦の2種類がある。

玉縁丸瓦は、全形のわかるものはない。筒部径が14センチで、玉縁長が6センチ以上とわかる資料がある。分割破面をヘラケズリ調整しない。基本的に粘土板巻き付け作り⁴。凸面はヨコナデ調整され、かすかにタテ縄叩き痕を残すものがある。

行基丸瓦には、大型(全長40～41.5センチ、広端幅20～21センチ、狭端幅10センチ、重量5.1キロ)のものと、小型(全長32.5センチ、重量約2キロ)とがある。ともに凸面はヨコナデ調整され、わずかに縄叩き痕を残す。

平瓦は、粘土板桶巻作りか一枚作りかで大別し、それを叩きの種類やハナレ砂の有無で細分する。

平瓦1類；凸面タテ縄叩きの粘土板桶巻作り平瓦。凸面調整の有無により、A・Bに細分。

平瓦1類A；凸面調整なし

平瓦1類B；凸面ヨコナデ調整。

平瓦2類；凸面の叩き種類が不明の粘土板桶巻作り平瓦。

平瓦3類；凸面タテ縄叩きの粘土板一枚作り平瓦。叩き板の縄の条が細いか太いか、ハナレ砂の存否で細分する。

平瓦3類A；粗い縄叩き。
平瓦3類B；細い縄叩き。
平瓦3類C；細い縄たたきでハナレ砂を使うもの。
平瓦4類；格子ないし斜格子叩きの粘土板一枚作り平瓦。
ハナレ砂を使う。

以上の分類は、原俊二氏による平瓦の2大別、つまり、I期平瓦=桶巻作り、II期平瓦=一枚作り（原ほか1998、12頁），を基本的には継承するものである。

丸瓦と平瓦との対応関係は、胎土と色調くらいしか判断基準がないが、玉縁丸瓦は、桶巻き作りの平瓦1類や一枚作りの平瓦3類Aに近似する。軒平瓦A型式とも近いのかもしれない。

西西郷廃寺の瓦は、軒丸瓦の紋様が不明だという問題点はあるが、平瓦についてみると、桶巻き作り（1・2類）、縄叩き一枚作り（3類）、格子叩き一枚作り（4類）という3種類があるので、創建以後、少なくとも2回は造営と修造がおこなわれたと推測できる。軒平瓦B型式には朱線がのこるので、これと平瓦3類は新たな堂宇の造営にともなうか、あるいはその造営以後にも建物の塗り直しをおこなう修造があったことは確実視できよう。

3. 出雲郡の古瓦－稻城・小野遺跡

（1）古瓦出土遺跡の概要

出雲国出雲郡域でもっとも古くに発見された古瓦は、大寺谷遺跡（出雲市東林木町）の軒丸瓦だろう。1963年（昭和38）ころのことだったらしい（花谷・高屋2012）。これ以外に出雲郡域北部では古瓦の出土地は知られていない。

1972年に刊行された『斐川町史』には、「出西伊保の山間にも布目瓦の出土地があるが、その性格は明らかでない。」（池田1972、137頁）とある。これが出雲郡域南部における、古瓦出土の最初の記事だが、遺跡の詳細は不明⁵。出雲郡域南部（現在の出雲市斐川町域）では、1980年代後半以降、1986年に天寺平廃寺⁶が、90年代には小野遺跡ほかで古瓦の発見が相次いだ。

小野遺跡 小野遺跡は1990年に発見（宍道1992）、91年に試掘調査がなされ、その後、4回の発掘調査があった⁷。93年度の道路拡幅工事の事前発掘調査（第1次）は未報告だが、掘立柱建物跡8棟以上（古代5棟以上、中世3～4棟）や溝などがあり、土師器・須恵器、瓦、木器などが出土したようだ（宍道1998）。

97年度の第2次調査は、出雲郡家閥連遺跡群の範囲確認調査として、第1次調査区の北側で実施された。掘立柱建物跡4棟や溝2条などが見つかり、土器（円面硯と転用硯を含む）、土馬、瓦などが出土した（宍道1998）。翌98

年度には、遺跡南部で発掘調査が実施された（第3次）。掘立柱建物跡2棟などがみつかり、軒丸瓦も出土したが、報告書は未刊。2002年には、1次調査区の東端近くで発掘調査された（第4次）。建物跡は見つからなかったが⁸、土器や瓦が出土した（露梨2005）。

この小野遺跡について、山本清先生は「寺の遺跡」と想定されていたようだが（山本1995、205・206頁）、大橋泰夫氏は「官衙遺跡として瓦葺建物を早い時期に採用した例になる可能性がある」として注目されている⁹。そして、「出土した瓦類は、平瓦・丸瓦の量に対して軒丸瓦の比率が高い点から、建物は総瓦葺きではなく甍棟とみられる。」とした（大橋2010）。

後谷遺跡と稻城遺跡 後谷遺跡¹⁰と稻城遺跡は、1990・91年に実施された県道工事の事前調査で発見された¹¹。後谷遺跡では、続く92年度に礎石建ちの大型倉庫建物跡が発見されたため、1993年度以降2000年度まで「出雲郡家閥連遺跡」として範囲確認調査が継続的におこなわれた（宍道1993・1994・1995、宍道ほか1996、池田・宍道1995、原・伊藤2001、宍道2006）。後谷遺跡からは古瓦は出土していないようである。

稻城遺跡では、道路拡幅工事にともなう調査が1992年度におこなわれ、土器や呪符木簡などとともに古瓦が出土した（宍道ほか1996、7頁）。その後、1997年度には範囲確認調査がおこなわれたが、この時は明確な古代の遺構は発見されず、瓦の出土もなかった（宍道1997）。

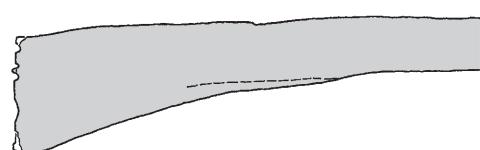
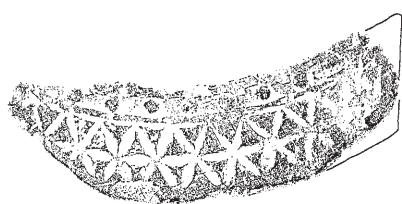
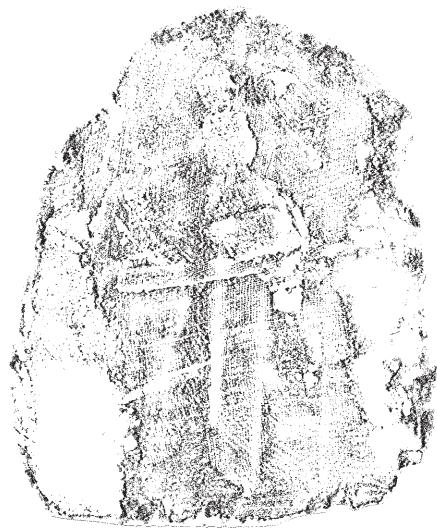
これら以外にも斐川町内では、1991年秋、斐川町直江堀切に鎮座する御井神社の「福井（さくい）」の隣接地から軒丸瓦1点が出土した（三井神社遺跡 宍道1992、松本・阿部2001）。また、1999年には斐川町直江三井で瓦窯跡（三井瓦窯跡群）が発掘されている（松本・阿部2001）。これらの概要は既往の研究（花谷2010、妹尾2011）に譲る。

（2）稻城・小野遺跡の古瓦（図2）

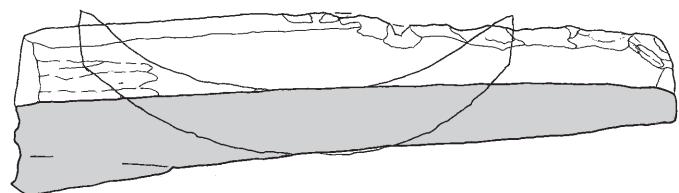
稻城遺跡と小野遺跡とは別個の遺跡として調査されてきたが、両者の遺跡範囲は連続し、かつ、出土瓦にも共通点が多いので、遺跡は一体のものと理解しうると思う。そこで、本稿では「稻城・小野遺跡」と称して記述する。

稻城・小野遺跡の瓦に関しては、発掘報告（宍道1998、露梨2005）のほか、大橋泰夫氏がその性格について言及し（大橋2010）、妹尾周三氏も検討を加えている（妹尾2011）¹²。妹尾氏は、稻城・小野遺跡の上淀廃寺式軒丸瓦が野方廃寺（安来市野方町）の軒丸瓦（I型式B¹³）と同範で、かつ範型の痛みが著しいことを指摘している。以下、軒丸瓦、丸瓦、平瓦、鳴尾ほか、に分けて資料紹介する。

軒丸瓦 3型式、38点が出土している。単弁蓮華紋2型



軒平瓦 A型式



軒平瓦 B型式

0 20cm

図1 西西郷廃寺出土瓦(1:4)

式と複弁蓮華紋1型式である。これを本稿では、1型式・2型式・3型式と仮称する。

1型式は、上淀廃寺式の単弁十二弁蓮華紋軒丸瓦。中房はくぼんでおり、1+7の蓮子がある。紡錘形の蓮弁は、中央に大きなふくらみが表現され、その内外には弁の鎬を表す細い稜線がある。間弁は先端が大きく開いて互いにつながる。また、間弁の基部は中房圏線にはほぼ接続している。外区には細い凸帯がめぐり、その上面の弁端に対応する位置に珠紋が並ぶようだ（推定12個）。瓦当径18センチ。

野方廃寺I型式Bと同範。28点出土（稻城遺跡1点）。

2型式は、上淀廃寺式の単弁蓮華紋軒丸瓦。1型式より蓮弁が長く、弁央のふくらみは小さい。蓮弁数は10弁か。間弁は大きな三角形で、基部が中房に届かない。外区内縁に凸帯がめぐるが、上面がヘラケズリ調整されているためそこに珠紋があるかどうかは不明。また、中房はくぼむようだが、欠損のため蓮子の数と配置はわからない。小野遺跡第4次調査で出土した1点のみ。瓦当径18センチ。同範例はない。

3型式は、寺町廃寺式の複弁八弁（推定）蓮華紋軒丸瓦。大ぶりな子葉をおいた蓮弁で、子葉の周囲に細い凸線の縁取りがある。間弁は楔形で短い。太い圏線で区切られた中房は、平坦であり、そこに小ぶりの蓮子を配置する。蓮子数は不明だが、神門寺境内廃寺例と同様の1+4だろうか。内外区は太い圏線で区画されるが、外区に紋様はない。1点だけだが、矮小な「水切り」の突起を削り残したものがある。9点出土。瓦当径10センチ。同範例を知らない。

1型式と3型式には丸瓦部を残す個体があるが、それらの丸瓦部凹面には布压痕を認めない。また、丸瓦部が剥離した瓦当裏面には、丸瓦広端部にあった「わら座压痕」を確認できる（図2▲）。したがって、1型式と2型式の丸瓦部は、次に述べる丸瓦I類だったとみてよい。

丸瓦と平瓦 製作技法によって、いわゆる「泥条盤築技法」、つまり模骨を用いないI類と、布袋をかぶせた模骨を用いるII類、とに大別できる。丸瓦はすべて行基式であり、玉縁丸瓦は出土していない。

丸瓦I類は、A～Eの各種がある。

A：凸面に木目直交刻線の平行叩き痕+カキ目調整、凹面ナデ調整

B：凸面に木目直交刻線の平行叩き痕、凹面カキ目調整
またはナデ調整

C：凸面タテハケ調整、叩き痕不明、凹面ナデ調整。

D：凸面に格子叩き痕、凹面ナデ調整。

E：凸面ナデ調整で叩き痕不明、凹面ナデ調整。

量的にはAが多い。Dには、広端面と凹面にも叩き痕（当

て具痕？）を残すものがある。

丸瓦II類は、凹面に布压痕と糸切り痕がある。凸面は、木目直交刻線の平行叩き痕をカキ目調整するものとヨコナデ調整するもののほか、格子叩き痕をヨコナデ調整するものがある。小破片で叩き痕の種類不明のものも多い。

平瓦I類は、A～Dに細分。

A：凸面木目直交刻線の平行叩き痕をカキ目調整、凹面ナデ調整。

B：凸面木目直交刻線の平行叩き痕、凹面ヨコナデ調整
またはカキ目調整、当て具痕を残すものあり。

C：凸面ナデ調整後一部に平行叩き痕、凹面ナデ調整。

D：凸面格子叩き痕、凹面ヨコハケ目調整。

量的には、Aが多い。

平瓦II類は、凹面に布压痕と糸切り痕がある。凸面調整のバラエティは丸瓦II類と共通する。

このほか、須恵質の「山陰型鷲尾」の断片が数点ある。

軒丸瓦1型式と3型式は、ともに丸瓦I類を丸瓦部とするから、稻城・小野遺跡の主要な瓦は、この2種類の軒丸瓦と丸瓦I類・平瓦I類の組み合わせである。

丸瓦と平瓦の出土量を、破片数と重量で集計した（表1）。丸瓦I類は、破片数548点／重量25.384kg、丸瓦II類は、破片数6点／重量0.453kg、総計で破片数554点／重量25.837kg。平瓦I類は、破片数693点／重量43.046kg、平瓦II類は、破片数21点／重量2.667kg、総計で破片数714点／45.713kg。

丸瓦・平瓦とも1個体分の重量は不明だが、丸瓦2～2.5kg、平瓦3.5～4kgと仮定して計算すると、丸瓦は10～13枚分、平瓦は11～13枚分に該当する。丸瓦と平瓦の出土比率がほぼ同じだ、ということは認めてよいだろう。

また、軒丸瓦は蓮弁数を集計して個体数を計算すると、1型式が4.3個体分、2型式が1/4個体分、3型式が2個体分となる。合計で6個体ほどだから、軒丸瓦1個体あたり、丸瓦・平瓦とも2枚程度の量しか出土していない計算となる。大橋泰夫氏が推定したように、総瓦葺の瓦屋根ではなく、鷲尾をともなう特殊な葺棟が推定できる。

最後に、これら瓦の年代についてまとめる。軒丸瓦1型式は、野方廃寺I型式Bと同範であり、「上淀廃寺系」の山代郷北新造院跡の軒丸瓦2類に近似し、それよりはやや型式化の度合いが小さいようみえる。ともなう平瓦に一枚作り平瓦がない、ことからすると、奈良時代前半でもやや古い段階、720年代まで、と考えておく。「山陰系鷲尾」も、山代郷北新造院跡では、創建の堂宇（『出雲国風土記』にいう嚴堂）にともなうから、8世紀初頭前後のものであろう。

表1 小野遺跡出土丸瓦・平瓦集計表

	丸瓦 I類		丸瓦 II類		平瓦 I類		平瓦 II類		丸・平 不明		備 考
	点数	重量(g)	点数	重量(g)	点数	重量(g)	点数	重量(g)	点数	重量(g)	
I 区 合計	26	1215	3	307	76	4212	3	788	15	256	
II 区 合計	382	16515	1	84	432	25839	12	1229	283	566	
III 区 合計	47	1979	0	0	64	3186	0	0	3	26	
IV 区 合計	11	704	1	35	13	991	1	173	0	0	
V - VII 区 合計	1	31	0	0	3	268	1	108	0	0	
VIII 区 合計	0	0	0	0	0	0	1	59	0	0	
10 区	5	241	0	0	5	353	0	0	0	0	
11 区											未集計
2002 年調査	76	4699	1	27	100	8197	3	310	9	265	
	548	25384	6	453	693	43046	21	2667	310	1113	
	丸瓦計		554	25837	平瓦計		714	45713	総 計		1578 点, 72663 g

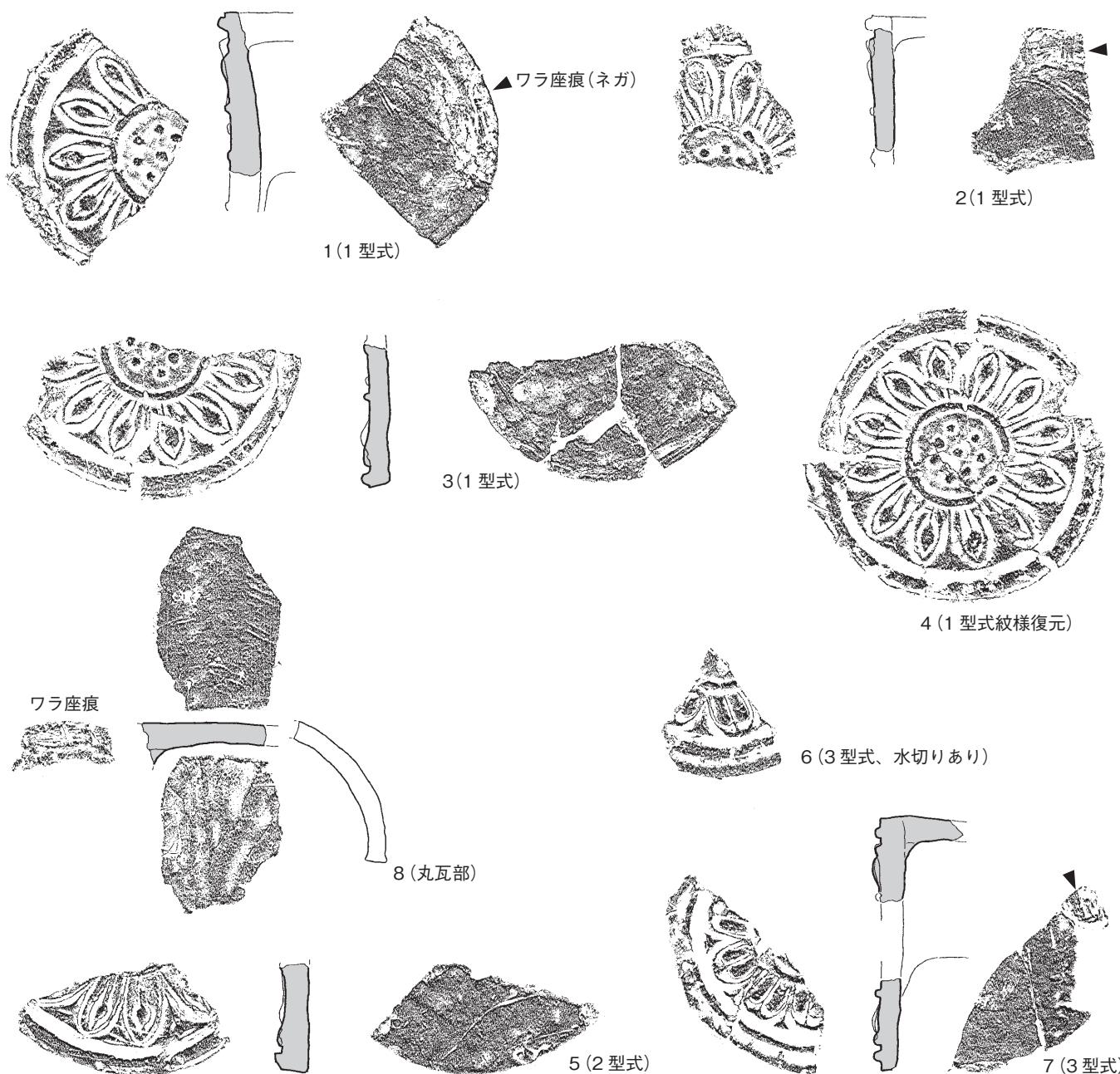


図2 稲城・小野遺跡出土瓦(1:4)

4. 植縫郡と出雲郡の古瓦の特色

(1) 桶巻作り平瓦の年代とその位置づけ

天平5年（733）当時、植縫郡大領だった出雲臣大田が造営した沼田郷新造院の遺跡は、西西郷廃寺とみてよい。そこでは、粘土板桶巻作り技法による軒平瓦A型式と平瓦1・2類が創建期に使われ、のち一枚作りの軒平瓦B型式や平瓦3・4類で新たな堂宇の造営や、創建堂宇の補修がおこなわれた。このような状況は、意宇郡山代郷北新造院跡（来美廃寺）や野方廃寺などと共通している。

山代郷北新造院は、出雲神戸の日置君鹿麻呂の父・目烈創建の寺院である。また、野方廃寺は『出雲国風土記』の「教昊寺」の遺跡とすると、その創建者は上腹首押猪の祖父・教昊僧となる。ともに、天平5年（733）当時の世代よりは、一代ないし二代上の世代が創建している。

これらに対して、桶巻作りの軒平瓦と平瓦をまったくといっていいほど出土しない寺跡もある。その代表は、山代郷南新造院跡（四王寺跡、松江市山代町）である。山代郷南新造院跡は、733年当時に飯石郡少領だった出雲臣弟山が発願者。その創建年代は720年代と推考される（花谷・高屋2012、花谷2014）。

瓦からみれば沼田郷新造院（西西郷廃寺）の創建は山代郷南新造院よりも古く、奈良時代当初とみることもできるだろう。出雲臣大田は、733年には存命だが、弟山より高位にあるのは年長だったからだと考えれば、その可能性は十分想定しうる。おそらく、出雲における平瓦桶巻作りから平瓦一枚作りへの転換は、ほぼ720年代に始まり30年代に完了していたのだろう。平城宮・京での転換とさほど間をあけていない。これは、天平13年（741）発願の国分寺、つまり出雲国分寺で桶巻作り平瓦がまったくといっていいほど見いだせないことも整合的である。

(2) 「泥条盤築」技法の系譜

稻城・小野遺跡の瓦の大半は、模骨を用いない「泥条盤築技法」によるものだ。同種の瓦は、山代郷北新造院跡で少量が出土しているほか、安来市大塚町吉市遺跡でも出土している（永見1986b）。稻城・小野遺跡の軒丸瓦I型式は、安来市野方廃寺と同范だが、野方廃寺に「泥条盤築技法」の瓦があるかどうかは不明。

稻城・小野遺跡のある出雲郡と、山代郷北新造院跡および安来市南郷の寺院跡とに共通する技法の瓦が存在する背景には、何があるのだろう。『出雲国風土記』によれば、山代郷北新造院は日置君目烈、山国郷新造院は山国郷人日置部根緒の創建であり、ともに日置氏である¹⁴。遺跡地は不明だが、出雲郡河内郷新造院もまた、大領佐宜磨の祖父、

旧大領日置部臣布彌が創建者とされていて、出雲郡大領を日置部が世襲していることがうかがえる。「泥条盤築技法」が日置氏の蟠據する地域と寺院とに共有されていることは、一応、注目してよいだろう。

ただし、造瓦技法が氏族内で共有ないし融通されるかは、個別の検証を要する。同じ出雲臣氏が造営した、植縫郡沼田郷新造院（西西郷廃寺）と意宇郡山代郷南新造院との間には、瓦の紋様には共通性がまったくないからである。この問題は、創建者が明らかな風土記新造院の研究においても重要な問題だと思う。

稻城・小野遺跡の瓦については、その使用方法も大きな検討課題をはらんでいる。大橋氏が指摘し、本稿での数量計算によっても明らかのように、瓦は総瓦葺き建物ではなく、甍棟に使われたと判断できる。稻城・小野遺跡からは、円面硯が出土するほか、多量の「杯蓋硯」（古尾谷2010、いわゆる転用硯）が存在する。これは、この遺跡が官衙に関わる蓋然性を示唆する事実である。

さて、稻城・小野遺跡が出雲郡家跡かどうかは別にしても、この遺跡は出雲国内において瓦が使用された役所跡の例として最も古いものとなる。先述したように、軒瓦の紋様や平瓦の技法からみて、奈良時代前半、おそらくは天平10年前後以前と推測できる。出雲国府跡では、基本的には、出雲国分寺の瓦が搬入されているから、その時期は天平10年代半ば以降である。ただし、出雲国府跡では、ごく少量ながら粘土板桶巻作り平瓦が出土する（間野ほか2009 102頁第89図、花谷2013 39頁図7-14）。同じ技法の平瓦は、出雲国分寺では確認されないから、国分寺以前に製作された可能性が高い。ただ、その搬入時期と使用方法については今後の検討が必要である。

いずれにしろ、郡家建物の瓦使用例として稻城・小野遺跡は注目される遺跡といえよう。

5. おわりに

以上、植縫郡と出雲郡のそれぞれ一つずつの古瓦出土遺跡をとりあげて、その特色をみてきた。両者の間には、共通点は乏しく、異質性が目立つ。しかし、それぞれに出雲の古代寺院と奈良時代を考えるうえで重要な内容をもつことは間違いない。『出雲国風土記』というほかに例のない史料をもつこの出雲は、その特性を活かしてもっと内容豊かな奈良時代史、奈良時代像を描ける土地である。それを実現し市民に提示することは、しまねの博物館に課せられた大きなしかし魅力的な課題である。

【註】

1 『雲陽誌』楯縫郡小境の条、福泉寺の項に「天台宗養山といふ、(中略)此寺は古大地(ママ)にて鰐淵寺よりさきの草創にて四十二坊あり、山深して杉檜おほしいづれの時か大木すれ合て火出て、山林塔宇皆焼失たり、寺院破却して鰐淵寺に引たり、俚民其所を焼寺と名つく、火難の時如來飛給ふ所に小堂を建、毎年正月十二日會式あり、此邊の地を堀は今も瓦や瓶などの破いつるなり、(中略)麓に在家あり古本堂の跡なりとて今に本堂村と號す」

とある。福泉寺は現存せず、古代中世の寺院跡と思われるが所在地をつきとめていない。『島根県地名鑑』(1948年、『角川日本地名大辞典32 島根県』所載)の八束郡伊野村大字野郷の小字名「堂本(どうもと)」には『平田市遺跡地図』の「堂の本遺跡」があるが、この遺跡からは瓦の出土は知られていない。かつ、平田市に合併する1960年までの伊野村は、八束郡(それ以前は秋鹿郡)である。

2 この他、軒平瓦狭端部と思しき大型の破片がある。凹面に糸切り痕と布圧痕があり、模骨痕はない。凸面には糸切り痕とハナレ砂があるが、叩き痕はみえない。B型式の平瓦部とは製作技法が異なる。

3 林氏は、丸瓦と平瓦を各々4種類(A-D類)に分類。〔 〕は林論文掲載図番号、()に該当資料の観察結果。丸瓦は玉縁と行基で各2種類に分類。

A類丸瓦:玉縁式。須恵質、青灰色。[第7図1](丸瓦広端部片、玉縁か行基か不詳)

B類丸瓦:玉縁式。軟質。[図なし]

C類丸瓦:行基式。軟質。[第6図3](行基丸瓦、粘土板巻き付け作り)

D類丸瓦:行基式。須恵質。[第7図2](丸瓦端部片、玉縁か行基か不詳)

平瓦は桶巻作り3種類と一枚作り1種類に分類。

平瓦A類:凸面縄目叩き、凹面に模骨痕。須恵質、灰色系。桶巻作りと推定。[第4図1-4](1・2は凹面に「内叩き痕」ある一枚作り、3は凹面に布袋の布綴じ合わせ痕、側面に分割破面、粘土板桶巻作り)

平瓦B類:凸面縄叩き、凹面に模骨痕。軟質、赤褐色。桶巻作りと推定。[第5図1](凹面に「内叩き痕」模骨痕なし、一枚作り)

平瓦C類:凸面縄叩き+はなれ砂、凹面に模骨痕。軟質。桶巻作りと推定。[第5図2](凸面格子叩き、糸切り痕の方向からみて一枚作り)

平瓦D類:凸面縄叩き、凹面に模骨痕なし。須恵質、灰色系。一枚作りと推定。[第5図3・4](3は凹面ナデ調整、3・4とも製作技法不明)

以上、分類基準と資料実態が対応しない部分がある。

4 玉縁段部凹面に粘土紐の痕跡を残す資料が1点ある。

5 池田満雄先生旧蔵の地図にも、該当する遺跡情報はなかった。最新の『島根県斐川町文化財所在地名一覧表』(斐川町教委、2001年)によると、出西地区伊保に「上出西I遺跡」(遺跡番号92)があがるもの、瓦の出土は記載されていない。

6 1986年11月、出雲市斐川町下阿宮で発見された寺院跡(斐川町教委1987)。仏経山(出雲郡神名火山)の南東標高200mの山頂部に東西65m、南北45mほどの平坦面が造成されており、そのほぼ中央には南北に二つの基壇が並ぶ『出雲国風土記』の出雲郡河内郷新造院の候補地とされることがあるが、採集された軒瓦の紋様は意宇郡山代郷北新造院跡(来美廃寺、松江市来美町)と類似し、天平5年を遡りえない。なお、(斐川町教委1987)では、北の基壇を金堂跡、南を塔跡と考えて、東を正面とした「法隆寺式」伽藍配置を推定するが、2001年(平成13)に作成された詳細な測量図によると、北基壇が塔跡、南基壇が南面する金堂跡とほぼ断言できる。詳細は別に報告したい。

7 小野遺跡の遺跡範囲は、後述する後谷遺跡同様、諸書で一致をみない。ここでは、1993年と2002・03年の道路建設事前調査の範囲、および1997年と98年の出雲郡家関連遺跡群の範囲確認調査の範囲を参考に遺跡範囲を考えた。遺跡範囲の南西部は『島根県遺跡地図』(島根県教委1987)以来、「外ヶ市I遺跡」の所在地を含んでいるが、1998年度に行われた範囲確認調査11区は小野遺跡の範囲とされているので、これに従った。また、2002・03調査の報告書では、「氷室Ⅲ遺跡」の一部も小野遺跡に含まれている(露梨2005巻頭挿図)。本稿では、3遺跡の範囲を一括して「小野遺跡」とする。

8 2トレンチで発見された「石組み遺構」は、幅3mほどの道路の基礎地業遺構と推測する。

9 詳述はしないが、小野遺跡から出土した須恵器蓋杯と高杯には高比率で「転用硯」が存在する。第2次調査報告(原・伊藤2001)図5に掲載された須恵器7点のうち5点(1・2・4~6)、第4次調査報告(露梨2005)第8図の須恵器29点のうち14点(杯B:7/8、杯B蓋:6/12、高杯:1/3)が転用硯である。印象的には出雲国府跡に匹敵する頻度で確認できるので、大橋氏が指摘されるように、官衙遺跡である可能性はか

なり高いと考える。

10 「後谷遺跡」は、発見当初に「後谷V遺跡」と命名され、1996年には報告書『後谷V遺跡』(宍道ほか1996)も刊行された。これらの調査によって、出雲郡家正倉推定地として著名となったためか、2003年の県教委発行の遺跡地図では「後谷遺跡」と改称されたので、本稿でも改訂後の遺跡名称を用いる。

11 遺跡の範囲に関しては、諸書の不統一が著しい。『後谷V遺跡』では後谷の谷口部全域を遺跡範囲としているが(宍道ほか1996 第8図)、『斐川町文化財所在地名一覧表』(斐川町教委2001)では、『斐川町遺跡分布調査報告』(宍道1992)を踏襲して、谷口部の西側が後谷遺跡、東側は稻城遺跡となっている。ただし、後谷遺跡の範囲は南西に拡大し、稻城遺跡の東部は、後谷I遺跡と重複する。ところが、『島根県遺跡地図』(島根県教委2003)では、(宍道1992)の遺跡範囲に「先祖帰り」している。さらに、出雲郡家閨連遺跡群の調査(斐川町)の書類のように、稻城遺跡の範囲を広くしたものもある。

12 このほか、来美廃寺の報告(林2007)で第44図「山陰系鷦尾・上淀廃寺式軒丸瓦・顎面施文軒平瓦出土地」(73頁)に「稻城小野遺跡」として取り上げられている。ただし、山陰系鷦尾とともに顎面施文軒平瓦が出土したように表現されているが、出土していない。

13 報告書(永見・上原1985)では、「I b型式」とされているが、本稿では同紋の軒瓦の範型の違いを大文字のアルファベットで、その範型に彫り直しのある場合はその順を小文字のアルファベットで表示することを原則とすることで、「I a型式」「I b型式」をそれぞれ、「I型式A」「I型式B」と表示する。「II a型式」と「II b型式」は同範とみて、「II型式」にまとめる。

14 山国郷新造院の郡家からの里程は、細川家本『出雲國風土記』では「東南廿一里百廿歩」で、教昊寺の「正東廿五里一百廿歩」より短い。補訂本系では、山国郷新造院の里程は10里長い「東南卅一里一百廿歩」となる。

参考文献

- 池田満雄 1972「原始古代社会の進展」『斐川町史』斐川町教育委員会、83-144頁。
- 池田満雄・宍道年弘 1995「郡衙と正倉跡」『風土記の考古学3 出雲國風土記の卷』同成社、193-216頁。
- 上原真人 1998「西西郷廃寺出土の幾何学紋軒平瓦について」『山根垣古墳・西西郷廃寺』平田市埋蔵文化財調査報告書、第6集、平田市教育委員会、17-28頁。
- 大橋泰夫 2010「国府成立と出雲国の形成」『出雲國の形

成と国府成立の研究 一古代山陰地域の土器様相と領域性一』島根県古代文化センター、197-210頁。

後藤蔵四郎 1926『出雲國風土記考證』大岡山書店。

島根県教育委員会 2003『増補改訂島根県遺跡地図I(出雲・隠岐編)』

宍道年弘 1992『島根県斐川町 遺跡分布調査報告書』斐川町文化財調査報告10、斐川町教育委員会。

宍道年弘 1993『出雲國出雲郡家正倉跡』後谷V遺跡発掘調査概報、斐川町文化財調査報告11、斐川町教育委員会。

宍道年弘 1994『出雲國出雲郡家正倉跡II』後谷V遺跡第2次発掘調査概報、斐川町文化財調査報告12、斐川町教育委員会。

宍道年弘 1995『出雲國出雲郡家正倉跡III』後谷V遺跡第3次発掘調査概報、斐川町文化財調査報告14、斐川町教育委員会。

宍道年弘ほか 1996『後谷V遺跡』斐川町文化財調査報告15、斐川町教育委員会。

宍道年弘 1997『後谷遺跡第5次発掘調査概報』斐川町文化財調査報告17、斐川町教育委員会。

宍道年弘 1998『出雲郡家閨連遺跡群第6次発掘調査概報』斐川町文化財調査報告20、斐川町教育委員会。

宍道年弘 2006『後谷遺跡と風土記』『出雲の考古学と『出雲國風土記』』学生社、187-202頁。

妹尾周三 2011『出雲へ伝わった仏教の特質 一古代寺院から見た地域間交流とその背景一』『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、167-183頁。

露梨靖子 2005『小野遺跡』県道木次直江停車場線工事に伴う埋蔵文化財調査報告書、斐川町文化財調査報告書第31集、斐川町教育委員会。

永見英・上原真人 1985『教昊寺 一第一次発掘調査概報一』安来市教育委員会。

永見英 1986a『教昊寺 一第二次発掘調査概報一』安来市教育委員会。

永見英 1986b『吉市遺跡』安来市教育委員会。

花谷浩 2013『瓦礫陶拾遺 その3』『出雲弥生の森博物館研究紀要』第3集、29-63頁。

花谷浩 2014『山代郷南新造院跡(四王寺跡)再考』『出雲弥生の森博物館研究紀要』第4集、11-24頁。

花谷浩・高屋茂男 2012『出雲國意宇郡山代郷南新造院跡と出雲郡大寺谷遺跡の同箇瓦について』『しまねミュージアム協議会共同研究紀要』第2号、19-37頁。

林健亮 1988『西西郷廃寺採集資料について』『島根考古学会誌』第5号、島根考古学会、97-105頁。

- 林 健亮 2007『山代郷北新造院跡』史跡出雲国山代郷遺跡群北新造院跡（来美廃寺）発掘調査報告書，島根県教育委員会。
- 原 賢二・伊藤歩美 2001『出雲郡家閥連遺跡群第9次発掘調査概報』斐川町文化財調査報告第25集，斐川町教育委員会。
- 原 俊二・西尾克己・上原真人 1998『山根垣古墳・西西郷廃寺』平田市埋蔵文化財調査報告書，第6集，平田市教育委員会。
- 斐川町教育委員会 1987「天寺平廃寺について」『八雲立つ風土記の丘』No.84, 4-8頁。
- 斐川町教育委員会 2001『島根県斐川町文化財所在地名一覧表』（附図斐川町文化財地図）。
- 古尾谷知宏 2010『文献史料・物質資料と古代史研究』塙書房。
- 松本堅吾・阿部賢治 2001『平成11・12年度斐川中央工業団地造成に伴う杉沢Ⅲ・堀切Ⅰ・三井Ⅱ遺跡発掘調査報告書』斐川町文化財調査報告第24集，斐川町教育委員会。
- 間野大丞ほか 2009『史跡出雲国府跡—6—』風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書19，島根県教育委員会
- 柳浦俊一ほか 2002『来美廃寺』「山代郷新造院」推定地発掘調査報告書，風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書13，島根県教育委員会。
- 山本 清 1995『古代出雲の考古学 一遺跡と歩んだ70年』ハーベスト出版。

共同研究「楯縫郡と出雲郡の古瓦－収蔵瓦の再評価－」

共同研究の体制

共同研究代表者：花谷 浩
(出雲弥生の森博物館)
共同研究者：平野芳英
(荒神谷博物館)
原 俊二
(出雲弥生の森博物館)

第6回

平成25年10月8日(火)
会場：出雲弥生の森博物館
参加者：花谷、原
内容：資料調査・検討

打ち合わせ、調査の記録

第1回

平成25年4月10日(水)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野
内容：調査体制、調査の方法

第7回

平成26年1月7日(火)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野、原
内容：資料調査、情報交換

第2回

平成25年4月13日(土)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野
内容：資料調査、情報交換

第8回

平成26年3月8日(土)
会場：出雲弥生の森博物館
参加者：花谷、原
内容：資料調査

第3回

平成25年5月22日(水)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野
内容：資料調査、情報交換

第9回

平成26年3月15日(土)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野、原
内容：情報交換

第4回

平成25年5月29日(水)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野
内容：資料調査、情報交換

第10回

平成26年3月24日(月)
会場：八雲立つ風土記の丘
参加者：花谷、高屋
内容：原稿内容・図面提出

第5回

平成25年6月10日(日)
会場：荒神谷博物館
参加者：花谷、平野
内容：資料調査、情報交換

しまねミュージアム協議会規約

(名称)

第1条 本会は、しまねミュージアム協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、島根県内の人文系博物館、自然系博物館及びこれらに類する施設（以下「展示施設」という）が相互の連絡と協調を密にし、それぞれの特色ある活動を促進するとともに共同の力によってさらに広くかつ質の高い事業の展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行なう。

- (1) 展示施設共同によるPR等の情報発信
- (2) 展示施設共同の企画による展示事業等の実施
- (3) 展示施設の情報及び資料等の収集・紹介
- (4) 展示施設の管理運営に関する調査研究
- (5) 研修会・講演会の実施
- (6) 会誌その他の出版物の刊行
- (7) その他の必要な事業

(構成と会費)

第4条 本会の構成は、第2条の目的に賛同した展示施設及び関係者をもって構成する。

2 会員は次に定める会費を納めることとする。

年会費 3,000円

(役員と任期)

第5条 本会に次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 理事と監事は、総会において選出する。
- (2) 会長と副会長は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠ける、あるいは事故ある場合はその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の運営にあたる。
- 4 監事は会計その他を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年一回開催し、本会の事業及び会計、役員の選任、規約の変更等の重要事項を決定する。
- (2) 総会は会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。
- (3) 理事会は、必要に応じて会長が招集し、本会の運営について協議する。

(事務局)

第10条 本会の事務局を「財団法人島根県文化振興財団」に置く。

(事務局の職員)

第11条 本会に事務局長1名及び事務局員若干名を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 事務局長と事務局員は、会長が指名する。
- 3 事務局長は、事務を総括する。
- 4 事務局員は、事務局において本会の事務を担当する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収入、その他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始り、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は平成13年6月12日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、その任期は平成15年3月31日までとする。

平成 25 年度 加盟館一覧

番号	地 域	館 名	郵便番号	住 所
1	安来市	和鋼博物館	692-0011	安来市安来町 1058
2	安来市	清水寺宝蔵	692-0033	安来市清水町 528
3	安来市	足立美術館	692-0064	安来市古川町 320
4	安来市	安来市立歴史資料館	692-0402	安来市広瀬町町帳 752
5	安来市	加納美術館	692-0623	安来市広瀬町布部 345-27
6	松江市	出雲かんべの里	690-0033	松江市大庭町 1614
7	松江市	島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館	690-0033	松江市大庭町 456
8	松江市	八重垣神社収蔵庫	690-0035	松江市佐草町 227
9	松江市	島根県立美術館	690-0049	松江市袖師町 1-5
10	松江市	松江市立鹿島歴史民俗資料館	690-0803	松江市鹿島町名分 1355-4
11	松江市	小泉八雲記念館	690-0872	松江市奥谷町 322
12	松江市	田部美術館	690-0888	松江市北堀町 310-5
13	松江市	メテオプラザ 松江市美保関海の学苑ふるさと創生館	690-1311	松江市美保関町七類 3246-1
14	松江市	安部榮四郎記念館	690-2102	松江市八雲町東岩坂 1754
15	松江市	松江市八雲郷土文化保存伝習施設	690-2104	松江市八雲町熊野 799
16	松江市	島根大学ミュージアム	690-8504	松江市西川津町 1060
17	松江市	松江歴史館	690-0887	松江市殿町 279
18	松江市	出雲玉作資料館	699-0201	松江市玉湯町玉造 99-3
19	松江市	モニュメント・ミュージアム 来待ストーン	699-0404	松江市宍道町東来待 1574-1
20	出雲市	出雲市立平田本陣記念館	691-0001	出雲市平田町 515
21	出雲市	宍道湖自然館 ゴビウス	691-0076	出雲市園町沖ノ島 1659-5
22	出雲市	出雲科学館	693-0001	出雲市今市町 1900-2
23	出雲市	一般財団法人今岡美術館	693-0005	出雲市天神町 856
24	出雲市	出雲弥生の森博物館	693-0011	出雲市大津町 2760 番地
25	出雲市	出雲民芸館	693-0033	出雲市知井宮町 628
26	出雲市	島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」	693-0037	出雲市西新町 2 丁目 1101-1
27	出雲市	出雲文化伝承館	693-0054	出雲市浜町 520
28	出雲市	出雲大社宝物殿	699-0701	出雲市大社町杵築東 195
29	出雲市	島根県立古代出雲歴史博物館	699-0701	出雲市大社町杵築東 99-4
30	出雲市	公益財団法人 手錢記念館	699-0751	出雲市大社町杵築西 2450-1
31	斐川町	荒神谷博物館	699-0503	出雲市斐川町神庭 873-8
32	斐川町	出雲キルト美術館	699-0642	出雲市斐川町福富 330
33	雲南市	永井 隆記念館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋 199
34	雲南市	鉄の歴史博物館	690-2801	雲南市吉田町吉田 2533
35	雲南市	加茂岩倉遺跡ガイダンス	699-1115	雲南市加茂町岩倉 837-24
36	奥出雲町	公益財団法人奥出雲多根自然博物館	699-1434	仁多郡奥出雲町佐白 236-1
37	奥出雲町	公益財団法人可部屋集成館	699-1621	仁多郡奥出雲町上阿井 1655
38	奥出雲町	公益財団法人絲原記念館	699-1812	仁多郡奥出雲町大谷 856-18
39	奥出雲町	横田郷土資料館	699-1822	仁多郡奥出雲町下横田 474
40	飯南町	飯南町民俗資料館	690-3207	飯石郡飯南町頓原 2084-4
41	大田市	島根県立三瓶自然館（サヒメル）	694-0003	大田市三瓶町多根 1121-8
42	大田市	石見銀山世界遺産センター	694-0064	大田市大森町イ 1597-3
43	大田市	石見銀山資料館	694-0305	大田市大森町ハ 51-1
44	大田市	仁摩サンドミュージアム	699-2305	大田市仁摩町天河内 975
45	大田市	重要文化財 熊谷家住宅	694-0305	大田市大森町ハ 63 番地
46	邑南町	邑南町郷土館	696-0224	邑智郡邑南町下龜谷 210
47	邑南町	瑞穂ハンザケ自然館	696-0224	邑智郡邑南町上龜谷 475
48	江津市	江津市郷土資料館	695-0011	江津市江津町 995
49	江津市	今井美術館	699-4226	江津市桜江町川戸 472-1
50	江津市	江津市水ふれあい公園水の国 MUSEUM 104°	699-4505	江津市桜江町坂本 2025
51	浜田市	歯の歴史資料館	697-0004	浜田市久代町 1-8
52	浜田市	しまね海洋館（アクアス）	697-0004	浜田市久代町 1117-2
53	浜田市	石見安達美術館	697-0004	浜田市久代町 1655-28
54	浜田市	浜田市世界こども美術館	697-0016	浜田市野原町 859-1
55	浜田市	浜田市浜田郷土資料館	697-0024	浜田市黒川町 3746-3
56	浜田市	浜田市金城歴史民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 438-1
57	浜田市	浜田市金城民俗資料館	697-0211	浜田市金城町波佐イ 425-5
58	浜田市	浜田市立石正美術館	699-3225	浜田市三隅町古市場 589
59	益田市	益田市立雪舟の郷記念館	698-0003	益田市乙吉町イ 1149
60	益田市	萬福寺雪舟庭園	698-0004	益田市東町 25-33
61	益田市	益田市立歴史民俗資料館	698-0005	益田市本町 6-8
62	益田市	医光禪寺	698-0011	益田市染羽町 4-29
63	益田市	島根県立石見美術館	698-0022	益田市有明町 5-15
64	津和野町	日原天文台	699-5207	鹿足郡津和野町枕瀬 806-1
65	津和野町	杜塾美術館	699-5604	鹿足郡津和野町森村イ 542
66	津和野町	葛飾北斎美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田口 254
67	津和野町	津和野町立安野光雅美術館	699-5605	鹿足郡津和野町後田イ 60-1
68	津和野町	森鷗外記念館	699-5611	鹿足郡津和野町田口 238
69	海士町	海士町後鳥羽院資料館	684-0403	隱岐郡海士町中里
70	隱岐の島町	隱岐自然館	685-0013	隱岐郡隱岐の島町中町（隱岐ポートプラザ 2F）
71	隱岐の島町	隱岐郷土館	685-0311	隱岐郡隱岐の島町郡 749-4
72	松江市	公益財団法人しまね文化振興財団	690-0887	松江市殿町 158
73	松江市	島根県古代文化センター	690-0887	松江市殿町 8 島根県庁南庁舎 1 階

しまねミュージアム協議会共同研究紀要投稿規定

I 趣旨

平成13年設立のしまねミュージアム協議会は、県下加盟館が相互に連携を深めるとともに、広範な情報交換や現状分析を行なながら歩んできた。しかし平成の大合併後の低迷や百年に一度と言われる世界的経済恐慌の中での施設運営は極めて困難な状況を呈している。

そのような現状の中にあっても、加盟館に勤務する職員の間には共通の問題意識や研究テーマが潜在しており、それらを共同研究の形で取りまとめることは地域の活性化にも寄与するものと考えられる。そこでしまねミュージアム協議会では、共同研究紀要を発刊することとする。

II 投稿の対象

投稿の対象は以下の条件を満たしたものとする。

1. 研究テーマは、しまねミュージアム協議会の設立趣旨に沿うものであること
2. 研究テーマは未発表で、地域において発展性に期待がもてるものであること
3. それぞれの分野において、基本文献となるようなものをめざすこと
4. 研究テーマについては、2館以上の加盟館の連携による共通テーマとして設定されるものであること
5. 共同研究代表者は、しまねミュージアム協議会加盟館の職員であること
6. 共同研究者には、加盟館の職員が推薦した者を加えることが出来る

III 投稿の様式、紙数

1. 原稿の入稿はパソコンで入力したものに限る
 - ・横書きの場合 1頁 26字×44行の左右2段組み（1頁2288字）
 - ・縦書きの場合 1頁 42字×28行の上下2段組み（1頁2352字）
2. 各号の総頁数はおよそ40頁から80頁を想定しているため、他の採用論文との兼ね合いで、紙数を調整する場合があるが、30項程度を目安とする。
3. 原稿のレイアウトについては、共同研究者で調整の上入稿のこと

IV 原稿の採否について

1. 採否及び編集は編集委員会が決定する
2. 投稿については、7月上旬までに以下の別紙様式に記入の上、事務局まで申請のこと
また原稿の提出は1月31日とする
3. 採用は頁数の関係もあるが各年度、概ね1～3研究とする

V 原稿の投稿及び連絡先

〒690-0033 松江市大庭町456 島根県立八雲立つ風土記の丘内

しまねミュージアム協議会事務局 研究紀要編集委員会

TEL 0852(23)2485

FAX 0852(23)2429

しまねミュージアム協議会
共同研究紀要 第4号

発行：しまねミュージアム協議会
平成26年3月31日

Shimane Museum Association

